

平成30年度入札・契約制度に係る特例措置について

平成30年4月2日
水道事業所
水道管理課出納管財係

水道事業所では、震災の迅速かつ円滑な復旧・復興を実現するため、また入札・契約事務の効率化・簡素化を図るために導入してきた特例措置について、平成29年度に引き続き下記のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 現場代理人の常駐義務の緩和【継続】

工事の監理に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されていること。

※ 「現場代理人の兼務について」を提出し、発注者の承諾が必要

2 主任技術者の専任要件の緩和【継続】

請負代金3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上に置く主任技術者については、工事現場の相互の間隔が10km程度の場合は兼務可能とする。

※ 専任に係る請負代金の額を変更

※ 「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出するものとする

3 建設工事指名競争入札における1社応札の執行【継続】

4 適用期日

平成30年4月1日以降契約案件から

5 適用期限

平成31年3月31日